

報告第 20 号

向島児童公園における負傷事故に係る損害賠償の額を定め、和解  
することについての専決処分の報告について

向島児童公園で発生した遊具の破損による負傷事故に関し、損害賠償の額を  
定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第  
1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として  
専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 6 月 1 0 日

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第 12 号

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 2 8 日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

向島児童公園における負傷事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

向島児童公園で発生した遊具の破損による負傷事故に関して、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 相手方住所   |   |
|   | 氏名      |   |
| 2 | 損害賠償額   | 金 6,640 円   |
| 3 | 事故の発生概要 | 発生日時 令和 3 年 12 月 11 日 午後 7 時頃<br>発生場所 西海市大瀬戸町瀬戸福島郷 1458 番地 13<br>向島児童公園 |
| 4 | 事故の状況   | 相手方（児童）が、向島児童公園内に設置されているブランコを漕いでいる最中に、座面が破れ、体が後ろに倒れた際、右手を地面に着き負傷したもの。   |

施設損壊事故等発生概要書

相手方	氏名			
	住所			
事故日時	令和 3 年 12 月 11 日 午後 7 時頃			
施設名等	向島児童公園	事故原因	ブランコの座面の破損	
事故場所	西海市大瀬戸町瀬戸福島郷 1458 番地 13			
警察届出	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ( )	事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 対物 <input checked="" type="checkbox"/> 対人	
事故概要	相手方（児童）が、向島児童公園内に設置されているブランコを漕いでいる最中に、座面が破れ、体が後ろに倒れた際、右手を地面に着き負傷したもの。			
事故状況略図				
損害見積額	6,640 円	損害賠償の方法	① 全国町村会総合賠償補償保険 （加入保険会社名：損害保険損保ジャパン(株)） 2. その他 ( )	



**向島児童公園位置図**

事故現場

(左写真の赤丸)

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



**遊具**

- ・ブランコ 1基
- ・鉄棒 1基

破損したブランコ座面

(左写真の赤丸)

---

---

---

---

---



**破損状況写真**

破損したブランコの座面

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---